長期頻回理由の記載方法について

長期頻回に該当する場合、その理由を記載する必要がありますが、その際記載方法に決まりがあります。

支給基準上、

『ただし、施術が３月を超えて継続する場合について、１月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び３月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること』（平成２９年度版１４６頁）

となっていて、書式が定められています。

本来は、この書式を使用するのが正当ではありますが、『摘要に記載してよい』となっていますので、摘要を使用することに問題はありません。ただし、摘要の使用は、あくまでこの書式の代用ですので、記載の仕方はこの書式に習わなければなりません。これを前提とすると、摘要に記載する際の注意点は以下の通りになります。

1. 長期理由該当の部位がある場合には、その部位の長期理由を『【長期施術継続理由】』のタイトルと共に先に記載する。
2. 長期頻回に該当する部位がある場合には、その部位の長期頻回理由を『【長期頻回施術理由】』のタイトルと共に長期理由該当の部位の下に記載する。

となります。

従って、例として①が長期頻回に該当、②が長期理由に該当とすると記載は以下の通りとなります。

【長期施術継続理由】②挙上時の疼痛と可動域の制限が残存するため継続加療する。

【長期頻回施術理由】①歩行時の疼痛と背屈時の可動域制限が強く残存するため継続加療する。前記症状により、日常生活に支障をきたすため頻回施術を要した。

上記のように記載することが規定ですので、

（　逆順　）

【長期頻回施術理由】①歩行時の疼痛と背屈時の可動域制限が強く残存するため継続加療する。前記症状により、日常生活に支障をきたすため頻回施術を要した。

【長期施術継続理由】②挙上時の疼痛と可動域の制限が残存するため継続加療する。

（　長期理由と頻回理由がわかれている　）

【長期施術継続理由】②挙上時の疼痛と可動域の制限が残存するため継続加療する。①歩行時の疼痛と背屈時の可動域制限が強く残存するため継続加療する。

【長期頻回施術理由】①上記症状により日常生活に支障をきたすため頻回施術を要した。

のような記載は認められません。

療養費の支給基準を順守してください。尚、頻回理由の内容等については、別紙『長期頻回理由について』をご覧ください。